

PCB廃棄物の適正保管について

PCB廃棄物は、廃棄物処理法において、特別管理産業廃棄物に該当し、同法に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」に従って保管する必要があります。また、保管にあたっては、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

保管事業者は処理を行うまでの間、適正な保管を継続し、環境中に漏出させないように対応することが必要です。

特別管理産業廃棄物保管基準

- 1 周囲に囲いを設置すること。
- 2 見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板（縦×横 各60cm以上）を設置すること。
 - 特別管理産業廃棄物の保管場所であること。
 - 保管する廃棄物の種類
 - 保管場所の管理者の氏名（名称）・連絡先
- 3 飛散、流出、地下浸透、悪臭飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 4 他の物が混入しないように仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。
- 5 容器に入れ密封するなどPCB廃棄物の揮発防止のために必要な措置を講ずること。
- 6 PCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- 7 PCB廃棄物の腐食を防止するために必要な措置を講ずること。

- 屋根のある建屋内で保管してください。
- 保管場所、機器本体、保管容器にそれぞれ表示してください。
- 飛散防止・流出防止・揮発防止のため蓋つきの金属製容器や受皿等で保管してください。地下浸透防止のためひび割れや継ぎ目のないコンクリート床、樹脂コーティング床上で保管していただき、高温となる場所（ボイラー室など）では保管しないでください。
- PCB廃棄物以外の物と一緒に保管しないでください。
- 腐食防止のため、温度・湿度の高いところは避け、雨漏りに注意してください。また、腐食により漏れが懸念される場合は、金属製容器に保管する等の流出防止措置を行ってください。
- 転倒防止のため、容器に収納したり、ロープで固定するなど容易に倒れないようにしてください。

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

事業活動に伴い、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に、次のいずれかの資格（廃棄物処理法施行規則8条の17第2号）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

- ① 学歴、履修した学科に応じて必要な廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ② 10年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ （財）日本産業廃棄物振興センターが開催する講習会の受講者